

令和8年度
筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会
筑後川・矢部川流域治水協議会
議事概要

令和8年5月20日(水) 書面にて開催

議事

■1)規約確認

・資料1のとおり規約を修正。

■2)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

・大規模氾濫に関する減災対策協議会 制度について

■3)概ね5年間の取り組みについて

・迅速な避難・被害軽減のための取り組みとして、令和8年度からの新規計画、第3次計画5か年計画(R8～R12)を策定。

■4)流域タイムライン

・令和8年度出水期からの流域タイムラインを作成。変更箇所を赤字で示している。
・今年度の出水期前より防災気象情報に関する用語等が変更となる。

■5)流域治水プロジェクト(令和8年度)の更新

・筑後川水系・矢部川水系流域治水プロジェクトについて、令和8年度版を策定。

■6)流域治水プロジェクト取組事例の共有について

・令和7年度までの流域治水の取組事例「力を入れている取組や効果的・有効的な取組」を共有。

■7)自分事化に向けた取り組みについて(R7 取組実績等)

・自分事化に向けた取組のR7年度実績を共有。P14の取り組み実績の取りまとめグラフによると、各団体の取組として、日頃からの防災情報発信、防災訓練・出前講座等の取組は定着している。町づくりからの取組や人材育成、地域での自らの取り組みは今後、さらに推進していく。
・自分事化に関する個別の取り組み事例等についても共有した。

■8)流域治水の取り組みにおける課題・必要事項(情報共有)

・「流域治水の取り組み推進にあたって必要となる事項」と「特に力を入れている取り組み、もしくは、今後新たに必要となる取り組み」について共有。

■9)筑後川・矢部川流域治水協議会 HP について

- ・筑後川・矢部川流域治水協議会で運営する HP について共有。
- ・協議会団体毎の取り組み状況も掲載しているため、PR にも活用できること等を共有。

■10)その他(情報共有等)

○新たな防災気象情報について……………福岡管区気象台

- ・「警戒レベル」は住民が災害時に取るべき行動が直感的に判断できるように、避難情報等を5段階にレベルを分け整理されているが、避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」で位置づけられている防災気象情報との関係が分かりにくい課題があった。このため防災気象情報を、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の対象災害ごとの情報として整理し、5段階の警戒レベルにあわせて発表する運用を、令和8年5月29日から実施する。「レベル4大雨危険警戒」等と、対象災害の情報の名称の前に、レベルの数字を付記し、必要な行動レベルと気象情報をつなげた情報で、住民の判断と避難行動を促すような改善を実施した。

○矢部川中流部の洪水予報河川への指定について……………福岡県 県土整備部 河川管理課

- ・矢部川中流部(中川原橋観測所区間)は、令和8年5月29日に水位周知河川から洪水予報河川へ指定される。今後、矢部川中流部は、洪水の恐れがある場合、気象台と共同で洪水予報(レベル2 氾濫注意報、レベル3 氾濫警戒等)を発表することになる。

○流域治水協働推進事業(要綱等の改正)について……………福岡県 県土整備部 河川整備課

- ・福岡県の市町村や民間事業者が行う、雨水貯留浸透施設の調査及び整備に対し、補助を行う「流域治水協働推進事業」という事業を令和5年度に創設している。
- ・令和8年度から要件を緩和し、500m³未満の雨水貯留浸透施設の整備も補助の対象となった。
- ・実施期間は、令和10年度までとなっている。

○巨瀬川の特定都市河川指定について……………国土交通省 筑後川河川事務所

- ・令和7年12月23日に巨瀬川を特定都市河川に指定。今後、まちづくり、住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進める。また、指定日より、流域内において一定規模以上の土地を、宅地等にする行為等について、河川への雨水流出増加を抑制するための対策が義務付けられている。

○内外水統合型の多段階浸水想定図、水害リスクマップについて

……………国土交通省 筑後川河川事務所

- ・これまで水防法に基づき住民等の避難に対するリスク情報として、国管理河川からの外水氾濫をふまえ想定最大規模相当を対象とした「洪水浸水想定区域図」を公表。今後、加えて土地利用や、住まい方の工夫、まちづくりの検討等、流域治水の取り組みを推進するため、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される内水(支川等での浸水)での浸水範囲や浸水深を確認できる「多段階の

浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を検討し公表の準備をしている。

今後、公表前に、検討結果について流域自治体の皆様に説明させて頂くようにしている。

会議の結果

○議事内容(規約改正、第3次5か年計画策定、流域治水プロジェクト(令和8年)策定、自分事化取組計画)についてすべて承認された。

会議での意見等

○それぞれの団体で、様々な取り組みが展開されており、内容等を引き継いでいくことが大切になってきている。これからも取り組み情報、進捗状況などをできる限り共有していただきたい。
個別の取り組み事例には場所なども共有いただけるとさらにわかりやすい。

○他市町における事例を参考に、現在の取り組みについて検討、見直しを行いながら、流域治水の取り組みを推進している。これからも、取り組み情報の積極的な情報共有をお願いしたい。

○特定都市河川指定が進んでいる河川もでてきている。

今後の気候変動をふまえると、浸水被害を繰り返している地域については、特定都市河川の指定についても検討していく必要がある。

○河川や水路の浚渫に、国、県、市町で、取り組んでいるため発生土量もおおく、処分、持ち出し等、問題になっている。発生土のリサイクル等の活用についても進めていく必要がある。
発生土の活用等を積極的に進めていく為には、情報共有、連携・協力が必要。

※(情報共有)発生土の有効活用の情報共有等に活用できるサイト「コプリス・プラス」について
「建設副産物情報交換システム(コプリス)」、「建設発生土情報交換システム(発生土システム)」、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム(官民マッチング)」の4つの機能を一体化したサービスを進めており、国、県、自治体、民間で活用できる。
「コプリス・プラス」は、建設副産物情報および建設発生土情報を異なる利用者間で共有するため、JACIC が運営する情報サービス。<https://fkplus.jacic.or.jp/service>